

# 国家戦略特区における保育士・保育所制度に関する提案に対する考え方

## 提案概要

- 保育所に配置する職員の3割までは、保育士の代わりに、幼児教育の専門家(幼稚園教諭免許資格者、小学校教諭免許資格者、体操、音楽、美術、英語、幼児教育、発達心理学、児童心理学などの修士、外国での幼児教育免許資格者)および看護師などの専門職で置き換えることができるようにする。
- 国家戦略特区を含む都府県に限定し、当該都府県において独自に実施する試験を合格した者に対し、保育士に代わる資格を付与する制度を創設する。なお、当該資格の効力は、試験を実施した都府県管内のみに限定する。(ただし、特区を含む都府県間の相互認証等を妨げない。)

## 考え方

- 保育所の最低基準について  
保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。国としては、子どもの健康や安全、発達に直接影響する事項については、国が最低限の基準を定める必要があると考えており、保育所に配置する職員等の基準については「従うべき基準」としている。
- 保育士以外の者の配置基準への算入について  
保育士は、①子どもの発達を支援する、②健康や安全を確保する、③保護者への相談支援を行うなど、保育の専門職として資格をとった者である。保育について専門的な知識や技術を有する資格でない者に配置基準を緩和することは、保育の質の確保が行えなくなる。  
なお、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目や試験科目を軽減する特例を設けるとともに、受講費支援等を行っている。
- 特区における保育士試験の年2回実施について  
国家戦略特区に限定した、保育士試験の年2回実施については、6月24日の『「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－』において、国家戦略特区の区域を含む都府県において年2回行うことについて検討するよう、関係都府県に要請することとされており、これを受け、国家戦略特区の区域を含む都府県に対し、検討要請を行ったところ。  
厚生労働省としては、まずは、当該都府県の検討状況等について注視。

# 保育士資格取得方法

## 保育士 \*児童福祉法 第18条の4

### 登録 (各都道府県単位) \*児童福祉法 第18条の18第1項 (登録者数 1,246,352人 : H26.4.1現在)

**指定保育士養成施設**  
\*児童福祉法第18条の6第1号  
(1,567,265人 : 24年度末累計)  
平成24年度資格取得者  
38,592人

- ・ 大学  
250か所  
(240か所)
  - ・ 短期大学  
241か所  
(242か所)
  - ・ 専修学校  
127か所  
(115か所)
  - ・ その他の施設  
4か所  
(4か所)
- 計622か所  
(601か所)
- 【26.4.1現在  
( )内は前年】

**保育士試験 \*児童福祉法 第18条の6第2号**  
各都道府県, 指定試験機関委託 (\*児童福祉法 第18条の9))  
(378,693人 : 25年度末累計)  
受験者数 51,055人  
全科目合格者数 8,905人 (25年度実績)

保育士試験受験資格			
大学(短大含) 2年以上在学 (62単位以上 取得者等)	児童福祉施設 実務経験 5年以上 (高校卒業者 は実務経験 2年以上)	幼稚園教諭 免許状有 (試験一部免除)	知事による 受験資格認定  実務経験※ 5年以上 (高校卒業者 は実務経験 2年以上)  ※対象施設 ・ へき地 保育所 ・ 家庭的保育 ・ 認可外 保育施設 等

- ・ 平成16年度…幼稚園教員免許所有者の試験科目免除(3科目)実施
- ・ 平成22年度…幼稚園教員免許所有者の科目履修による試験科目免除実施(32単位の履修が必要)  
知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加
- ・ 平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加
- ・ 平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許所有者について、従来の3科目の試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設(8単位の履修が必要。)

第2回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議 議事要旨

平成26年4月4日（金）開催 官邸4階大会議室

（田村厚生労働大臣の准保育士資格に関する発言 抜粋）

（田村大臣） ～略～ ここで一点、前回会議のことで少しコメントをしたいのだがよろしいか。

（甘利議員） どうぞ。

（田村大臣） ～略～ 2点目で、准保育士資格等に関して、前回の長谷川主査提出資料の御提案は、主婦などの子育ての経験のある方の能力を是非とも広く子育てに発揮していただきたいという趣旨であったと思うが、この点は賛成である。

積極的にいろいろな活用をしていきたいと思っているが、准保育士等の資格を創設して、仮に認可保育所の配置基準に算入するという場合は、保育の量の確保のために質を犠牲にしたという議論があるので、是非そこは切り分けていただきたい。新制度の中でいろいろな新しいサービスについて公定価格を入れて考えている中において、研修を受けていただきながら力を発揮していただくことはあっていいのだろうと思うので、その点は検討させていただきたい。

保育の質を保ちつつ、量を確保するため、給与の改善や、復職前の実技研修等に取り組む必要がある。資格は60万人が持っているが、現場に復帰する際の一番の問題は、やはり待遇の悪さであり、これを改善することが大事である。准保育士は更にそれよりも待遇が悪くなるので、ワーキングプアを作るということにも繋がりがねないため、保育士の方々の非常に低い待遇を上げて、実際に働いている以上に多くいる有資格者の掘り起こしをしていかなければならない。

（長谷川議員） ～略～ 最後に一つだけ、准保育士については、保育士の仕事を邪魔するものではなく、子育て等の経験を持つ人が、保育士をサポートするという概念で申し上げた。

（安倍議長） 留学生に関するご提案は良い提案だと思う。

（田村大臣） 配置基準の中にカウントされてしまうと困る。

（長谷川議員） それは最終的には、決めていただくことである。

2014年4月8日

産業競争力会議雇用・人材分科会 座長・座長代理・副座長・各構成員 殿  
少子化担当大臣 森 まさこ 殿  
厚生労働大臣 田村憲久 殿

保育園を考える親の会  
代表 普光院 亜紀

保育所等に子どもを預ける保護者からの要望  
～「准保育士」導入ではなく潜在保育士の活用を求めます～

都市部の待機児童問題は引き続き厳しい状況が続いており、私たちは一刻も早い事態の改善を願っております。しかしながら、産業競争力会議雇用・人材分科会で検討されております「准保育士」の創設はその解決策にはならず、むしろ親が安心して子どもを預け、働ける環境を奪うことになりかねないと危惧しております。

子どもを保育所等に預けて働く親の立場から次の点を要望いたします。

## 1 保育士による保育を

現在でも認可保育所には、子育て経験者等の無資格者が保育の補助として入るケースはありますが、配置基準分の先生（担任）が無資格の子育て経験者になるなどということは、親として考えられない事態です。専門性をもった保育士に保育してもらえるとという安心感があるからこそ、働く親は支えられています。

人材の質は保育の質そのものであり、その質が子どもの命はもちろん、人格形成期の成長にも大きな影響を与えるものであることを、いま一度、ご考慮いただきたいと思います。無資格者が多い認可外保育施設の死亡事故の多さ、先日のベビーシッター事件等もふまえた慎重な検討が必要と考えます。

## 2 保育士が働き続けられる環境を

保育士不足が待機児童対策のネックになりつつあります。その一方で、現場から離れている潜在保育士が60万人以上いるといわれています。さらに、これらの人々が保育士として働かない理由は、主に、仕事のたいへんさや責任の重さに見合わない低い待遇にあるということが明らかになっています。

このような状況であるにもかかわらず、「准保育士」が導入されれば、専門性をもった保育士に責任が集中し、その負担はさらに重くなります。加えて、賃金が安い「准保育士」の保育労働市場への流入によって、保育に従事する者全体の賃金水準までもが低下し、人材確保がさらに困難になるでしょう。こうして①担任（最低基準人員）に専門性の低い人材が導入されること、②適正な人材の確保の一層の困難化という二重の打撃により、私たちの子どもが受ける保育の質が低下していくこととなります。

まずは、保育士の待遇を改善することによって離職率を抑え、潜在保育士の復帰を促進し、

また長期的に保育士志望者の裾野を広げることが必要だと考えます。保育に意欲をもち、子どもの心身の発達のために必要な専門知識を学んだ人材が継続して働けない状況というのは、日本の児童福祉および乳幼児教育の危機です。

### 3 子ども・子育て支援新制度との矛盾

子ども・子育て支援新制度には、保育士の待遇改善策と保育の質の向上策も盛り込まれています。今回、財源不足から小さな改善にとどまるようですが、もしも、保育所や認定こども園の配置基準に「准保育士」が導入されるようなことがあれば、長い議論を経て決定された新制度のこれらの改善策は水泡に帰すこととなります。

乳幼児期の教育への投資は、国家にとって最も費用対効果が大きいのという分析結果があります。国はより質の高い保育を実現し、次世代を担う子どもたちを豊かに育むことをめざしていただきたいと思います。

#### [メーリングリストでの親の声からのピックアップ]

○労働条件が悪すぎて、保育士の資格をもっている従兄弟は、子育て中は「別の仕事」をするそうです。すごくおかしいと思います。質を落とさずに量をふやしてほしいです。

○ぜひとも保育士の待遇を厚くしていただきたいです。最終的に子どもたちを守るのは、きれいな施設や広い園庭ではなく、保育士の志だと思っています。その志が折れないよう、保育士の皆様の待遇をよくしていただきたいです！

○潜在保育士の掘り起こしを求めることに、賛成します。昨日のベビーシッターの事件もあったことで、危うさを禁じ得ません。

○保育園に毎日お世話になっている身として、准保育士導入を危惧する意見に激しく同意します！ 今しなければならないのは、より低い待遇となることが予測される准保育士資格の創設ではなく、労働条件の改善によって潜在保育士を現場に呼び戻すことではないでしょうか。

○私もちょっとまずいのでは、と思っています。保育士さんの労働環境を守る（本当は向上させたい）ことが、何よりよい保育につながると思います。

○保育士というのはとても専門知識や、体力、精神力が求められるものなのに、なぜ待遇が低いのか？ 不思議でなりません。介護士さんも同様ですが、従来女性の担ってきた仕事に対して、専門性を認めず、主婦がやってきたことなからそれを代わりにやるなら大したことないと、仕事内容を一段下に見ているように思えてなりません。

○保育園における保育の専門性と一般家庭における育児経験は別物と言って良いほど異なるものだということが理解されていません。保育園の方針に基づいて他の職員と密に連携して、意識の共有化を図らなければならない場において、「個人的な育児経験」というものは多少参考となる程度でしかありません。准保育士が創設されることにより、「育児経験があれば問題ない」との間違ったお墨付きが得られてしまうことを大いに懸念します。（保育者でもある親）

○女性の社会進出が進むことは経済や子育て環境の改善に繋がるとは思いますが、質低下を招いて事故を増やすようなことは、仮に経済が一時的に良くなっても、将来を担う子ども達に悪影響を及ぼします。子ども達が拒否する権利を持たない以上、我々大人が責任を持って考える必要があるでしょう。自分達が何を本当に求めているのかを。

○「先生たちの志が折れないように」、本当に共感します。乳児クラスでお世話になった先生を子どもは覚えてないけれど、育児を始めたばかりの私自身の先生でもあったな、と思い出します。

以上

「准保育士」民間認証資格の導入についての意見

2014年4月8日

保育園を考える親の会  
会員 藤井 真希

産業競争力会議雇用・人材分科会で提言されております「准保育士」資格(民間認証)の創設について、保育中の事故で娘を亡くした立場から、また保育所にお世話になり子育てをする保護者としての立場から、考えを述べさせていただきたいと思います。

私は2010年11月、大阪府八尾市の「ファミリー・サポート・センター」事業で紹介された一般女性に、当時5ヶ月だった娘の一時あずかりを私の通院のため1時間だけ依頼しました。通院を終えて迎えに戻った時、別れた時は元気そのものだった娘は変わり果てた姿になっており、既に心肺停止の状態でした。泣き出した娘はその女性によってうつぶせ寝にされ、十分な安全配慮や観察がされないまま放置されていたのでした。救急搬送された病院で奇跡的に心臓は蘇生されましたが、脳のダメージは大きく「脳死」と言われる状態になり、その後も意識や自発呼吸は戻らないまま昨年秋に3歳で亡くなりました。

事故当時の詳しい状況については未だ十分な説明がされていませんが、当初の聞き取りにおいて、その女性は自らの育児経験を過信し「うつぶせ寝は良いと思っていた」ことがわかりました。

私自身、「ファミリー・サポート・センター」への登録を検討した際には、漠然と“育児経験のある先輩お母さんなら、きっと子どもを安全にあずかってくれるだろう”と信じてしまっていたように思います。ところが、私はかけがえのない娘の命を失うことになりました。今になって、「育児経験を有していること」と、「一時あずかりや保育に従事する能力」とは全く別なものであるということを、痛切に感じております。

産業競争力会議雇用・人材検討分科会から提出されている資料や、報道を拝見しました。「育児経験の豊かな主婦」は、その言葉が示す通り、自分の子どもを育てることにおいて経験を持っているにすぎず、それは他の人の子どもの命を複数、同年齢・異年齢の集団において、長時間かつ長期的に守り育む「保育」の現場で必要とされる知識や能力とは、全く性質が異なるものではないでしょうか。

ファミリー・サポートのような「一時あずかり」は継続的な「保育」とは少し性質が異なりますが、それでも「子どもの命をあずかる」という点では同じであり、同時に「育児」とは大きく異なるものです。子どもはひとりひとり個性があり、自分の育児の経験がそのままあてはめられるとは限りません。私は今でもファミリー・サポートの概念自体は良いものと思っておりますが、やはり安全性担保のために、特に乳幼児の必須研修の確立など整備されるべき事柄や制度そのものの課題は多いと感じており、そのために行動しているところです。一時的なあずかりだけではなく、長時間継続的に子ども

の命をあずかる保育現場では、さらに専門的な知識や技能が必要であり、それが国家資格として「保育士」が存在する意義なのではないでしょうか。

厚生労働省から毎年報告される保育施設における事故の大部分は、認可外保育施設などで起こっており、そういった現場では無資格者や民間認定の資格保持者が経験も不十分なままに保育に当たっていた、という実態があります。保育に従事する者として、その知識と意識の低さに当事者が言葉を失うような事例が後を絶ちません。誤解のないように申し添えますが、無資格であることが全て問題なわけではありません。同時に、資格を有することが万能であるわけでもありません。しかし、「事故は認可施設・認可外施設にかかわらずどこでも起こりうる」という“危機管理上の認識”と、実際に有資格者のいない・非常に少ない施設での事故発生率が近年圧倒的に高い、という“事実”は、分けて議論されるべきであり、重大事故防止の観点からも早急に検証されるべきと考えます。事故の実態からも、子どもの命を守るという保育の基本において、やはり資格は重視されるべきということが示唆されています。（※2013年、認可外保育施設での死亡事故発生率は認可施設の約45倍）

報道では、“保育士より資格取得が容易”という表現がされておりました。はたして「准保育士」が創設されたとして、その雇用形態や現場での活用を考えますと、やはり疑問を感じざるを得ません。仮に、現場に「准保育士」主婦をパートタイム雇用するとして、どういった業務内容になるのか。園における重要で責任ある業務が、かえって「保育士」に集中してしまうといった状況を生み出すことにはならないのか。「准保育士」育成やフォローのため、「保育士」の業務量がさらに増すのではないのか。「准保育士」の待遇や処遇はどうなるのか。何より、複数の職員が入れ替わりたちかわり保育にあたることで、引継ぎの不行き届きなどで子どもが混乱したり不利益を被ったりするようなことはないのか。多くの方々が疑問の声をあげておられますが、私もまったく同じ思いです。

産業競争力会議雇用・人材検討分科会から提出の資料にも表記されているように、待機児童問題の大きな要因は「保育士不足」ですが、不足しているのは「保育士」の資格取得者数ではなく、現場で働いている保育士の不足です。そう認識されているのであれば、解決策として本来向かうべき方向は、いかに現場で活躍できる保育士を増やし確保するか、であるはずで、容易に取得できる民間認証の資格創設に結びつけることには違和感を感じてしまいます。そもそも、「主婦層の労働機会の拡大」を求める場として、子どもの命を直接あずかり、また子どもたちの豊かな成長を保障する保育の現場はふさわしくないのでは、とも感じております。子どもたちの利益の視点からも、ぜひ再検討をお願いしたいと考えております。

取得要件を下げ取りやすく設定した民間の資格で、どのように保育の質や専門性を保障するのでしょうか。保育の場では、犠牲になるのはいつも子どもです。何かがあってからでは遅いですし、現に事故は起こり続けています。親として、子どもたちが命を守る豊かな保育を受けられるように、また事故当事者としてこれ以上悲しい事故が起こらないように願っております。

【本要望に賛同する保護者のグループ】

(あいうえお順)

こがねいで子育て隊

さいたま＊保育園のことを考える親の会

杉並こどもプロジェクト

中野区の待機児童を減らす会

保育園ふやしたい@大田区

保育園ふやし隊@杉並

保育園増やして@渋谷の会

保育所つくってネットワーク (足立)

目黒区 より良い保育環境を求める保護者の会



『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—』抜粋

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放  
(PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市  
の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 国家戦略特区の加速的推進

b) 更なる規制改革事項等の実現

⑩保育士不足解消等に向けての対応強化

- ・ 国家戦略特区の区域における保育士の需給状況を踏まえ、  
現在年1回行われている 保育士試験を、国家戦略特区の区  
域を含む都府県において年2回行うことについて検討す  
るよう、関係都府県に要請する。

雇児保発 0723 第 2 号  
平成 26 年 7 月 23 日

東京都 民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



保育士試験の実施に関する検討について (要請)

保育士試験の実施については、「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号)によりその適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところである。

今般、『「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-』(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、国家戦略特区における「保育士不足解消等に向けての対応強化」として、「国家戦略特区の区域における保育士の需給状況を踏まえ、現在年 1 回行われている保育士試験を、国家戦略特区の区域を含む都府県において年 2 回行うことについて検討するよう、関係都府県に要請する。」こととされたところである。

これを踏まえ、国家戦略特区の区域を含む各都府県におかれては、国家戦略特区の区域における保育士の需給状況を踏まえ、保育士試験を年 2 回行うことについて御検討いただきたい。

なお、「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に基づき、厚生労働省において、保育士試験を全国的に年 2 回実施した場合のシミュレーション結果について、平成 26 年 5 月 1 日に開催された規制改革会議健康・医療WGに報告しているので、参考にされたい。

(URL : <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg2/kenko/140501/agenda.html> 資料 1-3 厚生労働省提出資料中別添 3 参照)

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

◎『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—』（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

5. 立地競争力の更なる強化

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 国家戦略特区の加速的推進

b) 更なる規制改革事項等の実現

⑩保育士不足解消等に向けての対応強化

- ・国家戦略特区の区域における保育士の需給状況を踏まえ、現在年1回行われている保育士試験を、国家戦略特区の区域を含む都府県において年2回行うことについて検討するよう、関係都府県に要請する。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第18条の8 保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行う。

2 保育士試験は、毎年一回以上、都道府県知事が行う。

3 保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行わせるため、都道府県に保育士試験委員（次項において「試験委員」という。）を置く。ただし、次条第一項の規定により指定された者に当該事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

4 試験委員又は試験委員であつた者は、前項に規定する事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。